

返リ著テ、此ヤ有ツル彼コソアレト云事モ更ニ不知シテ、未ダ不明程ナレバ、本ノ様ニ亦這入テ  
寝ニケリ、頼義モ取返シタル馬ヲバ、郎等ニ打預テ寝ニケリ、其後夜明テ頼信出デ、頼義ヲ呼デ、  
希有ニ馬ヲ不被取ル、吉ク射タリツル物カナト云フ事、懸テモ云ヒ不出シテ、其馬引出ヨト云ケ  
レバ引出タリ、頼義見ルニ、實ニ吉キ馬ニテ有ケレバ、然バ給ハリナムトテ取テケリ、但シ宵ニハ  
然モ不云リケルニ、吉キ鞍置テゾ取セタリケル、夜ル盗人ヲ射タリケル、祿ト思ケルニヤ、怪キ者  
共ノ心バヘ也カシ、兵ノ心バヘハ此ク有ケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔蓮如上人御文〕サレバ聖人鸞○親ノイハク、タトヒ、牛。ス。人トハイハルトモ、モシハ後世者、モシハ  
善人、モシハ佛法者トミユルヤウニ、フルマフベカラズトコソオホセラレタリ、

〔憲の須佐美三〕元和のころほひにや、武州埼玉郡萱間村名主の妹、領主市橋下總守長勝殿の奥方  
に、年寄役勤居しが、故郷の跡繼し子死て、外に親族の續べきものなきゆへ、此女を申下し、家を立  
たき由願しかば、許容ありて、君より送りのもの三四人付て、駕籠にて故郷へ歸りしが、定日より  
翌日まで著す、覺束なきとて、江戸まで尋に出しに、君の方にも送りのもの歸らざるは、いかな  
る事とて、問に遣はされしかど、兎角行衛知らず、方々と捜求めて、小林と云所の池の底より、主従  
の骸を求め出せり、盜賊の大勢にて如此なせしと見えしほどに、さまざま、穿議しければ、武藏大  
宮領指扇村源次郎とて、上州の馬盜の手下なる盜賊どもに極りて、公聽へ達し、これを點檢し、捕  
へて入牢しけり、源次郎は、此度の事には拘はらざりしかども、惡黨の棟梁なれば、召囚れんとて、  
嚴敷求められけれども、行衛知れず、かくて源次郎は、忍の家中竹内惣兵衛と云士の方へ出入し  
けるが、來り申けるは、此度某搜され候ゆへ、一旦影を隠し候へども、某故數多のものどもに難義  
させんも心外に候へば、自奏して訴出べく存候、されば某數年持來り候刀、空しく捨候半も惜く  
候間、何にても隨分倉末なる刀を給り候へ、奉行所まで差て出候道の中ばかりに候、夫より捕ら